

深夜電力料金表

【深夜電力】

当社の深夜電力（選択供給条件） 5（深夜電力）(2)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1 9 4 円 6 7 銭
-----------------	---------------

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 4 円 7 6 銭
-------------	-------------

【第2深夜電力】

当社の深夜電力（選択供給条件） 6（第2深夜電力）(2)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2 4 4 円 1 7 銭
-----------------	---------------

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 6 円 0 8 銭
-------------	-------------

【実 施 期 日】

この深夜電力料金表は、2026年11月 1 日から実施いたします。

【料 金 表 の 変 更】

- 1 当社は、深夜電力（選択供給条件） 1（選択供給条件の変更）にもとづき、この深夜電力料金表を変更することがあります。
- 2 1 の場合には、契約期間中であっても、深夜電力および第 2 深夜電力の基本料金および電力量料金は、変更後の深夜電力料金表によります。

【この料金表の実施にともなう切替措置】

- 1 この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- 2 2026年11月の検針日の前日までに使用される電気に適用される燃料費調整については、1にかかわらず、3 の場合を除き、標準供給条件において別に定める変更前の料金表【燃料費調整】により算定するものといたします。
- 3 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、燃料費調整の取扱いは、2 に準ずるものといたします。この場合、2 にいう検針日は、計量日といたします。

